

京都市告示第484号

京都会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都会館条例第4条の規定に基づき、供用する時間及び日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成28年12月28日

京都市長 門川 大作

(変更前)

	大ホール (楽屋兼レッスン室を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭、その他の構内地		
					共通ロビー1F・ 共通ロビー2F	共通ロビー 3F	左記以外
供用時間	午前9時から午後10時まで						
供用する日	年中無休						

(変更後)

日	曜日	大ホール (楽屋兼レッスン室を含む)	中ホール	小ホール	会議室 1・2	中庭、その他の構内地		
						共通ロビー1F・ 共通ロビー2F	共通ロビー 3F	左記以外
平成28年 12月29日	木	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前9時から午後6時まで供用する	供用しない
12月30日	金	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前9時から午後6時まで供用する	供用しない
12月31日	土	午前9時から午後12時まで供用する	供用しない	午後1時から午後5時まで	供用しない	正午から午後12時まで(午後9時以降は、大ホール観客に限る)	午前9時から午後9時まで供用する	供用しない
平成29年 1月1日	日	午後12時から午前3時まで供用する	供用しない	供用しない	供用しない	午後12時から午前1時まで(※大ホール観客に限る)	午前9時から午後9時まで供用する	供用しない
1月2日	月	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	午前9時から午後9時まで供用する	供用しない
1月3日	火	変更なし	供用しない	供用しない	供用しない	供用しない	変更なし	供用しない

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)